

要介護1～5と認定された方は、介護サービスをご利用いただけます。
できる限り自立して自分らしく暮らせるように、サービスをお選びくだ

さい。

サービスを選びます

在宅でサービスを受けたい方は
居宅サービス を選びます。



居宅サービスの種類 14ページ～

施設に入所したい方は
施設サービス を選びます。



施設サービスの種類 22ページ～

居宅介護支援事業者 に連絡します

- 吉川市などが発行する事業者一覧の中から
居宅介護支援事業者 を選び、連絡します。
- ケアプランの作成について、担当の
ケアマネジャー に連絡します。

介護保険施設に 申し込みます

- 施設サービスを利用する方のケアプランは、施設が作成します。



ケアプランを作ります

- ケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞き、サービスの内容や費用などについて助言をします。
- ケアマネジャーは、各サービス事業者と連絡・調整し、ケアプランの原案を作ります。
- 費用や日時などに利用者が同意すると、ケアプランができあがります。



サービスの利用が始まります

- 利用者は、サービス事業者と契約します。
- 契約にあたっては、サービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランに基づいて介護サービスを利用します。



「居宅介護支援事業者」って何？

「居宅介護支援事業者」とは、都道府県の指定を受けて、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置しているサービス事業者のことです。
利用者が最適な介護サービスを受けられるよう相談を受けたり、介護サービス提供事業者と調整を図ったりする事業者です。

たとえばこんなことをします

- サービス利用の相談・アドバイス
- 要介護認定などの手続きの代行
- ケアプランの作成や見直し
- 介護サービス提供事業者との連絡調整
- 介護保険施設への紹介



「ケアマネジャー」ってどんな人？

利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態に合ったサービスが利用できるように、支援してくれる介護の専門職です。

ケアマネジャーは自分で選べるの？

ケアマネジャーは利用者が自分で選ぶことができ、変えることもできます。その場合は、市役所のいきいき推進課や地域包括支援センターに相談しましょう。

「ケアプラン」って何？

自立した暮らしを支援するための、具体的なサービス利用の計画書です。利用者の希望を取り入れながら、サービス担当者が会議を開き、専門職の協議で作成されます。介護サービスは、この計画に基づいて提供されます。